

資料3

第2部 | 基本構想

(追加修正部分抜粋)

第3章 施策の大綱

1 基本施策

基本施策4

人が集まり、働き、賑わうまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

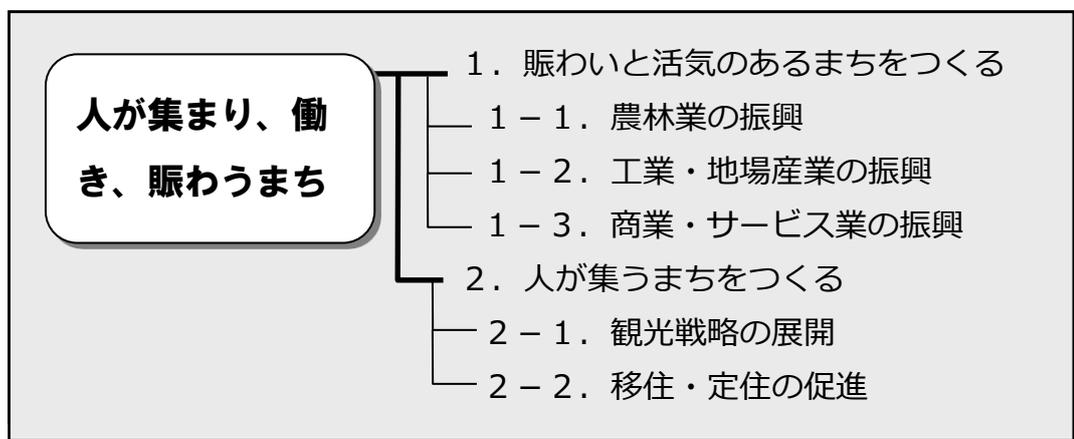
そのため、農業生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農業の推進、広川ブランドづくり、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費）」や「6次産業化（農産物の生産から、食品加工と流通販売の業務展開）」の考え方を導入しつつ、産業間連携を推進します。

商工業については、地場産業・伝統産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致とともに新産業の創出や起業化を支援・促進します。**特に、国道3号バイパス計画を視野に入れた新たな産業団地や道の駅の整備を進めていきます。**

また、新しい農産物ブランドを開発するとともに、観光と結びついたシティプロモーションの取組みやSNSなどの情報資源を活用した産業の「見える化」を推進します。

さらに、地元企業と町民との交流や協力を通じて、地元就職による雇用促進と定住につなげていきます。

施策の体系



基本施策5

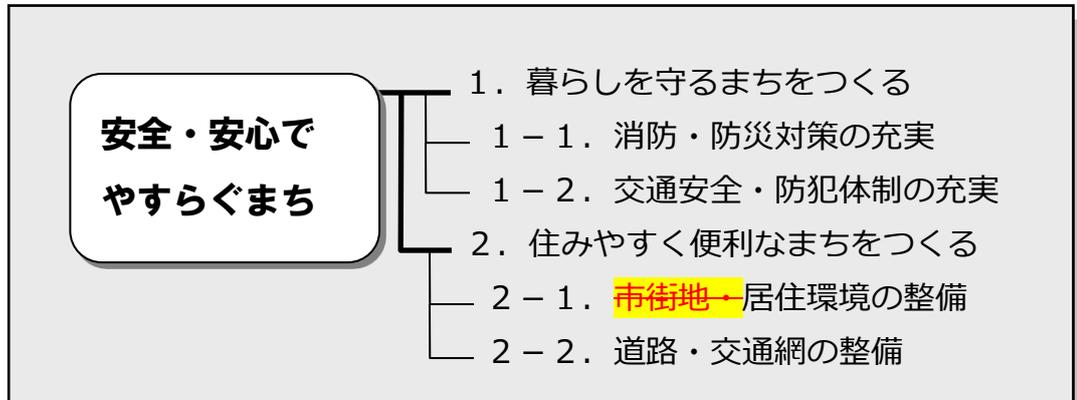
安全・安心でやすらぐまち

近年多発する豪雨、地震などの大規模自然災害から町民の安全・安心を確保することが重要です。防災減災体制の強化のためのソフト面・ハード面の充実、地域住民が主体的に活動できる迅速な災害対応態勢の確立を図り、災害に強いまちづくりを行います。

併せて、身近な暮らしにおいても、交通事故・消費者トラブル・犯罪防止に努め、町民の生命と財産を守ります。

また、中心市街地をはじめとした市街地環境の整備、定住の基礎となる安全・快適で住みやすい居住環境の整備を進めます。**国道3号バイパス計画をはじめとする**道路ネットワークの整備を進め、県南部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくり、町内の移動を容易にする公共交通機関の利便性向上などの公共交通体系の整備を進めます。

施策の体系



基本施策6

自然と共生する快適なまち

豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、景観の保全・整備が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルやごみ処理体制の維持などの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。このため、自然環境と景観の保全、景観の保全・整備、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上下水道の整備や維持管理を効果的に進めます。

また、既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。

施策の体系

自然と共生する 快適なまち

1. 環境と共生するまちをつくる
 - 1-1. 循環型社会の形成
 - 1-2. 環境と景観の保全と景観形成
2. 生活環境の整ったまちをつくる
 - 2-1. 上下水道の整備
 - 2-2. 公園・緑地の整備